

Title	『バボエフ説分析』並びにバボエフ及びバボエフ主義文献小録
Sub Title	
Author	平井, 新
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1928
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.22, No.6 (1928. 6) ,p.794(78)- 814(98)
JaLC DOI	10.14991/001.19280601-0078
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19280601-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『バボエフ説分析』並びにバボエフ及び バボエフ主義文献小錄

平井新

バボエフの共産主義及び有名なる『陰謀の歴史』を論述することは固より本稿の目的ではない。一七九六年のバボエフの陰謀は『近代革命に於ける最初のプロレタリア運動である』と言はれてゐる。筆者は爰に此『陰謀』の宣言書としてバボエフ自ら起草したる『バボエフ説分析』『L'Analyse de la doctrine de Babeuf』を譯出し、其理解に必要な限りの史實を略述せしに止まる。

(I) バボエフ略傳

Artes 王立文藝學士院の懸賞問題『Artois 縣地方の街道を減ずるは利益ありや、若し存置するをせば幅員を擴大して樹木を植へるが利益あるや、若し然りとせば、此減少實地の方策如何』に應募したが其餘りに簡短なると、彼の署名ありしため其選に洩れた。^①此懸賞論文はアルトア縣の道路法、一般慣習法に曉通したる一個人の著作であつて決して社會主義的のものではなかつた。彼は此の中で若し世人が徒らに道路を増加するため肥沃地までも侵すに到れば文明即ち佛蘭西の中央權力及大藏省の宜しく之に干渉すべしであると言つてゐる。此の歴然たる干渉主義や生産力經濟に對する念慮の中には未だ後年の共産主義者の片鱗は毫も窺はれぬ。^②

此懸賞問題に關して偶、同學士院幹事 Dubois de Fosseux を識り爾來屢々書簡を往復してゐるが是等の書簡は彼の初期思想を窺ふに最も貴重な資料となるものである。一七八七年三月四日附の書翰で彼は『Précis d'un projet de Cadastre Perpetuel』の原稿の完成を報じ、^③同三月二十一日の書翰では Fossenx に對して、爾今同學士院の懸賞問題として左の如き論題を提出しては奈何と懲諭してゐる。

『現今の國民知識の狀態に於いて、社會の各員に對し無差別に最も完全なる平等を與へ、土地を共有とし、最後に總ゆる種類の產物を共有にするが如き社會制度を建設すれば、怎う成るであらうか。斯る制度は存續出来るであらうか。最も完全なる平等の分配策は實行出来るであらうか』

是等の事實に徵すれば一七八七年頃既に、彼の思想には共産主義の萌芽が表はれてゐる。

一七八九年 Roye 縣 Vogtei の請願書の作製に加入して、自ら、封土の廢止、地代買戻、長子相

續法の廢止を請願した。彼は熱心なる革命の辯護者であつた。同年七月十四日バヌチイユ襲撃の報を耳にするや急遽巴里に赴いて之に參加し、爾來約四ヶ月間同地に滯在した。

一七八九年『Précis d'un projet de Cadastre-perpétuel』巴里にてを著し、一七九〇年十月十八日再び Roye に歸り、同志と共に雑誌『Correspondent picard』を起し自説の普及に力めたが充分の讀者を得ることが出來なかつた。

一七九二年初め Somme 地方後に Montdidier 地方の行政官並に記錄係となつた。翌九三年八月二十三日、公文書偽造の嫌疑を受けて前皇帝代官 de Longcamp に告訴され、彼は巴里に逃げたため缺席裁判を受け二十年の懲役に處せられた。一七九四年七月十八日 Laon 裁判所で再審の結果無罪の宣言を受けた。

撃争終るや妻子と共に巴里に定住することとなつた。巴里自治體の命に依て食料管理秘書官となつた。

ローブスピエール没落後はテルミドオル派となり雑誌『Journal de la liberté de la presse』を發行した。併しローブスピエールの敵が共和國の破壊を企ててゐることを知るや轉じて彼等と戰つた。革命三年六月十四日『Journal de la liberté de la presse』の標題を『La Tribune le peuple』に改め、真正の平等の實現と、其手段として一七九三年の憲法の恢復を要求した。革命四年(一七九五年二月)兩月、同誌所載の激越なる煽動的論文が公安委員會の忌避に觸れて、捕縛せられ、『Journal de l'égalité』の編輯人 Lebois と共に Arras の獄に收監せられた。併し『Le Tribune de peuple』は依然として續刊せられてゐた。

Arras の牢獄は實にバボエフ主義發生の溫床であつた。同獄には同じく一七九五年の新憲法制定に反対せしめ投獄せられた政治犯で充滿してゐた。是がため監視の如き行届かず左まで嚴重では無く書簡の往復も意外に容易であつた。後年謀反の計畫は殆んど此獄中に於いて準備された。

一七九五年十月二十六日大赦令で出獄後、依然『Le Tribune de peuple』の中で、一七九五年新憲法の廢止、一七九三年の憲法の恢復、平等の實現を主張した。

一七九五年同志と共に秘密結社『パンテオン俱樂部』、Société du Panthéon を造り、謀反の第一歩を進めたが、一七九六年二月二十九日、ナポレオン總裁政府の探知する所となり、解散を命ぜられた。併し平等主義者の運動は挫折する所か却て旺盛となつた。

一七九六年三月二十一日、彼は Antonelle, Sylvain Maréchal, Félix Lepelletier と共に秘密公安總裁政府、Directoire secret du salut public を組織して宣言書の起草に着手した。初め Sylvain Maréchal は有名なる『平等主義者宣言』、Manifeste des Égaux を起草したが所論餘りに矯激なるために容れられず、 Babeuf の起草した『バボエフ説の分析』『l'Analyse de la doctrine de Babeuf』が綱領として採用せられた。爰に譯出せるもの即ち之である。

右の宣言書は一七九六年四月半に巴里に於いて公表せられ、牆壁に張附けられ、國民に告知された。

五月四日、豫て警戒中の總裁政府に對し、同志の一人 Georges Grisel が陰謀の秘密を賣つた。彼

は大金を得て陰謀の計畫を洩し、重要書類を手渡した。五月十日總裁政府の軍隊は陰謀者の秘密會場を襲ひ一網打盡に六十五人の首魁を捕縛し、重要書類を押收して引揚げた。

バボエフはバオナロッチと共に一裁縫人の家で捕縛せられ、初め寺院に收容せられたが、八月二十七日 Vendôme に移され、直ちに高等法院の審問に附せられた。公判は一七九七年二月二十日に初より、五月二十七日終決した。バボエフ及び Dartois は死刑の宣告を受け Sylvain Maréchal, バオナロッチ等は追放に處せられた。バボエフは法廷で此判決を聞くや否や、ダルテム根拠して自殺を圖つたが果らず、翌二十八日斷頭の露を消えた。⁽⁶⁾

暴力に依て共產主義を實現せんとする最初のプロレタリア運動は斯の如くして失敗した。併し永久に死滅したのでは無い。久しく影を潜めたバボエフ主義は一八三〇年代の半頃より再び擡頭して、當時旺盛を極めた共和主義運動に共產主義的要素を流入すると共に漸次此運動に代つて佛蘭西社會運動を指導した。當時巴黎を中心に行はれて獨逸初期社會運動が深くバボエフ主義の影響を受けた事は言ふを俟たない。近世初期社會主義及社會運動史上にバボエフ主義研究の重要な所以は此事實に徵しても明かである。

爰に譯出する “L'Analyse de la doctrine de Babeuf” は “Précis d'un projet de cadastre perpetuel,” “Le Tribun de peuple” と共にバボエフの社會思想を窺ふに最も重要な文献であるが、幸に Baonarroti が其の有名なる「バボエフ陰謀史」*Conspiration pour l'égalité* dite de Babeuf. Bruxelles, 1828 の附錄中に收めて後世に傳へてゐる。⁽⁶⁾

(1) Lorenz von Stein は一七六一年を記したり、誤謬ならん (Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich. Bd. I. S. 324)

(2) Albert Thomas, Babeufs sozialistische Ideen vor der Verschwörung der Gleichen. Dokumente des Socialismus Bd. IV. S. 500. 501.

(3) Albert Thomas, 2. a. O., S. 500

(4) Thomas, 2. a. O., Bd. V. S. 422.

(5) Thomas, 2. a. O., Bd. 4. S. 504-5. 2. a. O., Bd. 8. S. 422.

(6) Georges Sencier, Le Babouvisme après Babeuf p. 12.

(7) Lorenz v. Stein, Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich. Bd. I. S. 356-7.

(8) Lorenz von Stein, の著作には一七九六年五月廿六日をあり、恐らく誤謬ならん (Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich. Bd. I. S. 358)

(9) 一八五〇年の新版の標題は *Histoire de la conspiration pour l'égalité dite de Babeuf* なり、尙、初版に於いて當時の生存者を慮て特に匿名を用ひし個處を改めて本名を用ひてゐる外、初版の附錄を悉く削除してゐる。

(1) バボエフ説分析⁽⁶⁾

第一條

自然は各人に總ゆる財貨を享得すべし平等の權利を附與した。

證明

(1) 全人類は其最初の接近以前に於ては皆一様に、自然が彼等の周圍に豊かに恵んで與れた生産

物の持主であつた。

(二)人類が未墾の土地に相集ふや否や、彼等の中に斯ゝる權利の不平等を齎したものは果して何であるか。彼等の天性の相違のためであるか。彼等は總て同一の器官並に同一の欲望を持つてゐる。或者が他者に從屬せしめためであるか。併し、些細な不平のために動くもすれば散逸し勝ちの仲間を服従させる丈の力ある者は誰一人存在しなかつた。而も相互扶助及共同好意の利益は、總ての人が他人の生得權を尊重すべき事を要求する。彼等が心情の殘忍なるがためであるか。併し、同情は彼等の性質の直接の結果である、從て殘忍性は唯だ、感情の憤激からのみ生れる。而らば屈辱及隸屬に對する性癖のためであるか。併し、差別を見る事は最も野蠻なる人間に取てすら苦痛の感情であり、嫉妬と憎惡の根源である。

(三)家族は社會の最初の模型であつたが、それは又、爰に述べる權利の最も明白なる證據である。家族の平等は父の慈愛と子供の和合並に幸福の擔保である。此平等は壞されたか。苦惱と嫉妬とは紊亂と暴力を齎した。兩親の愛情に至るまで總ての物が不公平の怨を子供に吹込んでしまう。そして兩親と雖も斯様な依怙最負の事をすれば家族に危險な感情を齎らす事必定である。

(四)最も嚴格なる平等は最初の契約の中に規定せられたに相違ない。何となれば、當時に到るまで總ゆる差別の敵であつた人類が怎うして窮乏と卑賤とに満足する事が出來やうか。

(五)斯る平等を忘れたために人類の間に、

虚偽の幸福觀

種族の類縁

暴力、混亂、戰爭

一個人の專制、他人の抑壓

不正を是認し社會をば長い間かかつて八裂した揚句、結局之を解體せらるかの市民的、政治的並に宗教的制度等を齎らした。

差別や世人の享得する事の出來ない奢侈や、快樂を見る事は、常に多數の人と取ては苦惱及び不安の盡きない根源であつたし今後もそうであらう。墮落を防ぐ事は少數の賢人のみの初めて能くする所である。而して節制は一度凡人が是に遠かれば最早味ふ事の出來ない賜物である。果して何人が自ら新しい欲望を作り出して、自己の快樂に對して、世人の窺ひ知らぬ洗練を施すのであるか。質樸は最早愛好されず、幸福は活動的生活並に靜穏なる靈魂の中に存在しなくなり、榮譽と快樂が最高の財貨となり、自己の地位に甘ずる者とては誰一人無く、總ての人は不平等のために社會に入込む事を妨げられてゐる幸福を徒らに探ししてゐる。

差別を設ければ設ける程、差別を望めば望む程、嫉妬と貪慾とが促される。其處から多くの無鐵砲な企てが生まれる。其處から黃金と權力に對する飽くなき而も罪惡的な渴望が生れる。其處から憎惡、暴力行爲、殺人が生れる。其處から征服の精神及び商業上の嫉視のために惹き起された流血の戰争が生れる。而して此戰争は不幸な人類に須臾の慰安をすら殆んど與えない。

斯る思想混亂の只中に在て、懦弱と憂苦とが種族の一部を破壊し、他の部分を衰耗させ、纏て種

族を擁護する事の出來ない子孫を社會に造り出す。差別に對する執着からして、このために生ずる嫉妬及不平を顧みず此差別を保存して置くための豫防策が生れる。此豫防策は野蠻的法律、排他的な政府形態、宗教的夢想及隸屬的道徳、換言すれば、一方に於いて專制、他方に於いて抑壓即ち之である。併し乍ら自然の聲を全く抑へる事は出來ない。自然は時折、恩知らずの子供を嚇す。自然是激怒して人類の涙のために復讐をして與れる。そして若し自然が人類の權利を復活させる事が出來ない場合には、自然の法を閑却した社會を顛覆して目的を果すのが常である。

社會の目的は自然狀態に於て強者惡者のために屢々侵害された平等を擁護し、萬人の協力に依て共同の快樂を増進するに在る。

證明

(一)爰に社會とは契約に依て規定せられた組合の謂であり而して自然狀態とは、人類が法律に服従する以前、必ずや生息しなければならなかつた偶然の而も不完全なる社會狀態の謂である。

前條の中で述べた様な種類の危害が自然狀態に存在してゐたか怎うかを爰に検討する迄も無く、斯る狀態の不便に鑑て人類が法律を造るに到つたとすれば、この法律は唯だ、平等の破壊から生れたものである事は確である。何は兎もあれ、平等の確持は組合の目的である。何となれば結合した人類は是に依て初めて幸福となる事が出来るからである。

(二)人類は力を合せて、其知れる限りの快樂をば可及的最少の勞力に依て獲得せんと欲してゐる事は慥かである。

又て必要物が豊富であれば是等の快樂は達せらるゝが此豊富なる必要物は結合せる人々の勞働に依て獲得される。而して此勞働は公平に總ての人々の間に割當られて初めて各人の負擔は最少となるのである。

第三條

自然は各人に勞働の義務を課す。勞働を免かれる者は罪惡を犯すものである。

證明

(一)勞働は各人に對する自然の命令である。

(イ)何となれば沙漠に孤立する人間は何等かの勞働を營む事無くしては生活資料を獲得する事は出來ないからである。

(ロ)何となれば適度の勞働が誘致する活動は、人間に取りて健康と娛樂の源泉であるからである。

(二)社會は萬人のためにも將又個人のためにも此義務を弱めてはならぬ。

(イ)何となれば、社會の存續はこれに懸てゐるからである。

(ロ)何となれば、總ての人が勞働に從事して初めて各人の勞働の苦痛は最も小となるからであ

る。

第四條

労働と享樂とは共通でなければならぬ。

説明

即ち各人は等分の労働を負擔し、其報酬として等量の享樂を受くべきである。此原則の正當なる次第は前述第一條第三條の證明に依て明かである。而らば共同労働の意味如何。總ての市民が同一の職業に從事するの意味であるか否、其意味は、健全な者が一人でも遊ぶ事の無い様に、各種の労働を分配する事、労働者の數が増加すれば、個人の勞苦が減少すると同時に社會の充溢が保證される事、各人は労働の代りに國家から、自然的欲望並に誰でも満足できる少數の人工的欲望の充足手段を受取る事即ち之である。

人或は反対するであらう、時間と天才の果實たる産業の產物は怎うなるであうか、と。若し之に對して他の種類の労働以上の報酬を與へなければ、全く消滅して其結果社會が損害を蒙る虞はないであらうかと。何たる詭辯であるか。吾々が常に天才の努力に感謝してゐるのは勝利を愛好するためであつて、決して富を渴望せるためではない。幾百萬の貧困なる兵士達は一人の殘忍なる上官の吾儘に奉仕するの名譽のために常に死の犠牲を拂つてゐる。吾人は、人間の心の上に幸福の感情、平等愛及、祖國愛並に賢明なる方策の原動力として働く不思議な或るものを疑ふであらうか。加之、吾々が幸にして平等なる法律の下に生活する事が出來れば、何で、藝術の絢爛と奢侈の虛榮あると要めやうぞ。

第五條

凡そ抑壓は、社會の一部が労働の窮乏のために困憊してゐるのに、他の一部が何等の労働を營む事無くして奢侈三昧に耽る場合に發生する。

證明

(一) 不平等と抑壓は同義である。抑壓する事が法律を瀆す謂であれば、不平等のために惱みを負はされる者は抑壓されてゐるのである。何となれば、不平等は自然法を傷けるものであるからである。此自然法に對して人間の法律を對立さす事は不合理である。

(二) 抑壓とは他人の能力を制限し若くは其の苦惱を増加する事の謂である。即ち不平等が他人の享樂を減少し、其義務を重からしめてゐるのは丁度之に當る。

第六條

何人も罪惡を犯す事無くして地上及產業の財貨を獨りで私有する事は出來ない。

説明及證明

不平等の原因が此排他的所有に外ならざる事を證明すれば、私のもの、汝のもの、の差別を作り出した人々の罪惡は自ら證明されるであらう。土地が分割された瞬間から排他的な財產權が發生した。其れ以來各人は自分が偶然手に入れた土地や其營む產業から得た總ての收得物の絶對的支配者となつた。

最も必要な技術に身を委ねて居た人々は、同時に、耕作の暇を持たなかつたので、土地を所有する事が全く出来なくなつたものを考へられる。斯様にして一部のものは依然として生活に必要な物を所有してゐるのに、他の一部は唯だ彼等に對して支拂はれる賃銀を受取る權利を有してゐるにすぎない。然し乍ら、此變化は尙ほ賃銀労働者の數が土地所有者の數に及ばなかつた時代は、享樂の分配に何等の著しい影響を與へなかつた。然し乍ら、自然の事變や一方の節儉、技能、他方の浪費、無能とが相俟て土地の領有が少數の家族の手に歸するや否や、賃銀労働者の數は土地所有者の數よりも遙かに多數となり、地主に從服するに到つた。地主は豪者を誇て、賃銀労働者を極めて粗笨な生活状態に陥らしめた。

斯の如き革命から第一條に述べた如き不平等の不幸な結果が興つたのである。爾來吾々は怠惰者が恐ろしき不正に依て、困憊、窮乏の重荷に苦しめる労働者の汗苦に寄食してゐるのを見る。吾々は富者が國家を占領し、支配者として、窮乏のために焦立た、無智のために卑められ、宗教のために欺瞞された貧困者に暴虐なる法律を發布したのを知つてゐる。

不幸と隸屬とは不平等の結果である、そして不平等は財産の結果である。從て財産は社會の最大の災禍である。それは眞の社會的罪惡である。

人或は謂ふ、財産は之を保護するために組織された社會に先在する權利である。然し乍ら、契約が労働の果實を其所有者に保證する以前に、怎うして斯ゝる權利觀念が存在するであらうか。社會が總ゆる社會的感情を破壊する制度に、其起源を負ふといふ事が怎うしてあり得るであらうか。

勤勉にして節儉を行ふ人が裕富の報酬を受け怠惰者が貧困の刑罰を受けるのは當り前の事ではないかと言ふ勿れ。活動的な人が國家の義務を履行した場合に國家から出來限りの報酬を受けるのは勿論當然の事である。彼が社會的感謝に報ひらるゝ事も當り前の事である。然し乍ら、彼は其れに依て、恰も一兵士が、勇氣に依て自國を奴隸狀態に陥るる權利を得る事が出來ないを均しく、自國を荼毒するの權利を獲得する事は出來ないのである。

勿論、自分の不身持の結果、不幸に陥つてゐる惡人も決して少くはないが併し不幸なる人が總て此階級に屬するものであると言ふのは見當違ひである。多數の農業労働者や工場労働者は少しも世人の同情も受けずに、パンと水とで生活してゐるが此れは何れも皆、破廉恥な遊蕩兒が道義を辨へない父の遺産を安樂に浪費するためであり又百萬長者の製造家が原料や玩具を外國に輸出して其の代りに、怠慢な享樂主義者にアラビヤ産の香料やフランズの鳥を齎らすためである。縱令如何なる惡黨でも、若し社會制度のために惡習、痴行に陥る事なくして、果して惡黨を成つたであらうか。而して現今の社會制度は彼等の情癖の成長を促し乍ら、其結果を懲らしてゐるのである。

真正の社會に於いては、富者も貧者も存在すべきでは無い。

貧者のために進んで餘財を棄てざる富者は國民の敵である。

第七條

第九條

何人と雖も富を蓄積するに際して他人の幸福に必要な教育を奪ふ事は出來ない。教育は共通でなければならない。

證明

(一)此蓄積は、勞働者から、總ての善良なる市民に必要な知識收得の可能性さへも奪ふ。
(二)廣汎な教育は固より國民には必要は無いが、國民が狡猾な人間や所謂物識の餌にならざる様な教育を授ける事が必要である。國民は自己の權利と義務とを確知する事を要する。

第十條

革命の目的は不平等を絶滅して、共同の幸福を再建するに在る。

證明

誠實の士ならば如何にして、同胞を更に不幸にし、必ず彼等の完全なる破滅を招くが如き状態に陥れる事以外何等目的を有せぬ政治革命の混亂と災禍とに同胞を委ねんと欲するであらうか。革新の好機を巧に摑む事は決して有能有徳の政治家の末技ではない。

第十一條

革命は終つては居ない。何となれば、富者は總ての財貨を悉く壟斷し、而して、獨り、命令してゐるに反し、貧者は眞の奴隸の如く勞役し、窮乏に苦しみ、國家に何の發言權を持たないからである。

第十二條

一七九三年の憲法は佛蘭西國民の眞正の法律である。何となれば國民が之を莊嚴に承諾したから、何となれば、國民協議會が之を變更する權利を有しなかつたからである。何となれば、之を變更するため此憲法の實施を要求した國民を射殺したからである。何となれば、國民協議會が、其責務上此憲法を擁護した代議士を驅逐し且つ殺戮したからである。何となれば、國民に對する恐怖と亡命者の影響とが一七九五年の憲法の制定並に其假りの比准に與て力あつたからである。而して一七九五年の憲法の獲得した票數は一七九三年の憲法の場合に比すれば其四分の一である。何となれば一七九三年の憲法は、法律に同意を與へ、政權を行使し、集會し、必要なりと考へるものとを要求し、教育を受け、餓死を免かるゝ等の各市民の不可讓的權利を承認したからである。而も是等の權利は一七九五年の反革命的法律に依て公然と而も全く冒瀆せられたものである。

第十三條

總ての市民は、一七九三年の憲法に於いて國民の意思と幸福とを恢復し、擁護するの義務がある。

第十四條

一七九五年の憲法より出する總ての權利は違法にして反革命的である。

第十五條

(三)バボエフ及びバボエフ主義文獻
十八世紀佛蘭西社會哲學者中殊にバボエフに甚深なる影響を與へしものは Morely 並びに...

Rousseau の著作である。彼はルノオに傾倒するの餘り、彼の「ルノオ」を範として子女を養育した。ムレルである。Morely S. "Code de la Natura" はバボンの思想的根源をなすもので必讀である。

バボン自身の著作は極めて少なし。其主なるものを擧ぐれば初期著作 „Précis d'un projet de cadastral perpetuel“ 次に „L'Analyse de la doctrine de Babeuf“ 及び „Le tribun de peuple“ 等である。

バボンの陰謀に關する最も系統的な記述は Ph. Buonarroti: *Conspiracy Pour l'égalité dite de Babeuf*. Bruxelles. 1828 である。本書には種々重要な文書が附録としてある。

本書の新版は一八五〇年標題 *Histoire de la conspiration pour l'égalité dite de Babeuf* となつて巴黎に出版せらる。新版には書中引用人物の匿名を本名に改め、初版の附録を削除した。一八六九年 A. Rau の抜萃本が出版せられた。標題は Ph. Buonarroti: *Gracchus Babeuf et la conjuration des Égaux* となる。尙ほ抜萃本には A. Rau の序文と註解が附してある。

英譯は Buonarroti's *History of Babeuf's Conspiracy for equality*. Translated by Bronterre, London 1836 であるが譯者 Bronterre はアーヴィングの翻訳 James Bronterre O'Brien である。

獨譯は一九〇九年 Anna Blos, Wilhelm Blos の譯筆に成り標題は *Babeuf und die Verschwörung für die Gleichheit* となる。

以下特に重要なもののふを記す。

Advielle, *Histoire de Gracchus Babeuf et du Babouvisme* 1884

本書がバボンに關する最初の最も完全なる系統的研究である。

Aulard, *Histoire politique de la Révolution française*.

バボンの陰謀を云ふことは佛蘭西大革命の史實に通じなければならぬ。

Blanc, L. *Histoire de dix ans 1830-1840* 5 Tomes.

一八三〇年代はバボン主義擡頭の時代である。此時代の共和主義運動とバボン主義の交渉を詳細に述べてゐる。初期社會運動研究の最貴重書である。

Carlyle, Thomas *The French Revolution*.

Chabosseau, A. *De Babeuf à la commune* 1911

Compère - Morel - *Grand dictionnaire socialiste*.

Conrad's *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*

Deville, Gabriel *— Gracchus Babeuf et la conspiration des Égaux*
Deville, Gabriel *— Gracchus Babeuf und die Verschwörung der Gleichen*. Deutsch v. Eduard Bernstein. 1887

Deville, Gabriel *— Thermidor et Directoire* (Histoire socialiste par Jean Jaurès)

Dommangeat, Maurice *— Babeuf et la conspiration des Égaux*.

Dühring, E. *Geschichte der Nationalökonomie* 1879

Elster's *Handbuch der Volkswirtschaft*.

Espinias, A.—La philosophie sociale du XIII^e siècle et la Révolution française. 1898.

Fleury.—Études révolutionnaires, Babeuf et le socialisme en 1796. 1850.

Fourrière, E.—Les théories socialistes au XIX^e siècle de Babeuf à Proudhon. 1904.

Frost, Thomas—The secret societies of the European Revolution 1776-1876.

Girod de l'Ain.—Rapport sur le procès d'avril 1834.

Grün, Karl—Die soziale Bewegung in Frankreich und Belgien. 1895.

Guillaume,—Babeuf und die Verschwörung der Gleichen, deutsch v. Mühlberger in der „Neuen Gesellschaft“ Jahrg. I 1878

Hodde (de la), Lucien—Histoire des sociétés secrètes et du parti républicain de 1830. 1850.

『社会主義運動は共和主義運動と密接な關係を持つ。從て兩者の關係を明かにし、置かねばならぬ。又當時の運動は、何れも秘密結社の形態で行はれてゐた。本書は警察吏の手に成るものであらうが、今日に到るまでに勝る詳細な記述はなく、殊に秘密結社の組織及行動の詳細は本書を描かし得る書が出來た。ルベ・バウム「百年史」が其に最も重要な研究資料である。

Isambert, Gaston—Les idées socialistes en France de 1815 à 1848. 1905.

Jäger, Eugen—Geschichte der sozialen Bewegung und des Socialismus in Frankreich. 1876.

Janet,—Les origines du socialisme contemporain, 1883.

Jaurès, Jean—Histoire socialiste.

Kropotkin, Peter,—La grande révolution française.

Lichtenberger, André—Le Socialisme au XIII^e siècle.

Lichtenberger, André—Le socialisme et la révolution française. 1899.

共產社會主義運動の研究 1—社会主義思想の研究 1—の良書

Lonis, Paul—Histoire du Socialisme en France. 1925.

Mathiez, A.—La révolution française.

Méric, Victor—Les hommes de la révolution.: Gracchus Babeuf. 1907.

Morange, G.—Les idées communistes dans les sociétés secrètes sous la monarchie de juillet. 1901.

Reybaud, Louis—Études sur les réformateurs ou socialistes modernes. Nouvelle Édition. 1856.

空論心「社会主義分析及平等者運動」を著した。

Robiquet, Paul—Buonarroti et la secte des égaux. 1916.

「社会主義運動の歴史」の系統的研究、空論心の論文を蒐めた。

Sencier, Georges—Le Babouinisme après Babeuf. 1912

『社会主義運動の歴史』の「百年史」に興味を抱くに於て、本書は de la Hodde,—Histoire des sociétés secrètesに資料を求めてゐる。『社会主義の歴史』を詳述した、極めて歴史的記述の正確性、研究の深さを有する。併せ體が最も有能た。

Stegmann, Hugo u. C. Hugo.—Handbuch des Socialismus. 1894.

Stein, Lorenz v.—Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich.

佛蘭西社會主義史の最大權威なる事は今更呶々を要しない。佛蘭西大革命の記述の如き他の著作と根本的に取扱方法を異にしてゐる。バボエフ陰謀に關する記述は流石に巨匠の筆を偲ばしむ。更にバボエフ主義と共和主義との交渉に關する記述も簡結明晰である。

Sudre, Alfred—Histoire du communisme. 5. ed. 1856.

Ichernoff, I.—Le parti républicain sous la monarchie de juillet. 1901.

バボエフ主義運動は共和主義運動の地盤の上に進展したものである。從てバボエフ主義運動を理解するためには先づ共和主義運動を知悉する事を要する。本書は共和主義思想の形成及進展に關する最も詳細なる系統的研究であると共にバボエフ主義運動に關しても前掲 Sencier の著作と共に必讀の文字である。

Thomas, Albert,—Babeuf's sozialistischen Ideen vor der Verschwörung der Gleichen. (Documente des Sozialismus IV. V.)

Albert Thomas は佛蘭西に於ける著名なるバボエフ研究家である。本論文はバボエフ初期の社會主義思想並に其發展を述べた唯一の研究である。

Vérecque, Charles—Dictionnaire du socialisme. 1911.

Villegardelle, F.—Histoire des idées sociales avant la révolution française. 1846

古代社會に於ける農業の發達

山 本 勝 太 郎

嚮に私は、第二十二卷第二號誌上を以て、「古代社會に於ける經濟生活發達の史的經過に就て」との題名の下に、わが國は西歐諸國と事情を異にし、天孫民族は來住以前既にその地に於て漁獵狩獵時代を経過したれば、始めより農業専ら行はれ、却つて漁獵の如きは附隨のものに過ぎずとする見解を速断に過ぐるものとなし、わが國に於ても又主獵從農より主農從獵への史的經過を認め得べき事を推定し、而して、農業が史上にその發達の跡を印せるは崇神朝の頃なることを記した。そこで以下少しくその以後に於ける農業發達の狀態を、主として紀に就て一考し、且ミヤケに關する當時の説明の不備を補正してをきたいと思ふ。

日本書紀崇神天皇七年條に「國內漸謐。五穀既成。百姓饑之。」とあり。同じく十二年條に「秋九月。始稅人民。更科調役。此謂男之強調。女之手末調也。是以。天神地祇共和享。而風雨順時。百穀用成。家給人足。天下太平。故稱謂御肇國天皇也。」

六十二年秋七月。

詔曰。農天下之大本也。民所恃以生也。今河内狹山埴田水少。是以。其國百姓。怠於農事。其多開池溝。以寬民業。冬十月。造依網池。十一月。作効坂池反折池。